

○もんま委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

それでは、会議を進めてまいります。

まず初めに、1の請願・陳情議案の審査についてを議題とさせていただきます。陳情第18号、女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求めることについてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、前回まで保留等となっていた会派及び今回から無所属委員としてのむらパターソン委員が入っておりますので、順次、判断できる状況にあるかを伺いたいと思います。

まず初めに、日本共産党。

○石川委員 判断できます。

○もんま委員長 次に、無所属、のむらパターソン委員。

○のむらパターソン委員 判断できます。

○もんま委員長 各会派等判断できるということでしたので、陳情第18号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

まず初めに、自民党・市民会議。

○蝦名やすのぶ委員 陳情第18号、女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求めることについて、我々、自民党・市民会議は願意に沿い難いと判断いたしました。

簡潔に理由を申し述べます。

当然ながら、公共の福祉に反し、女性の安心、安全な生活を脅かすような犯罪行為は決して許されません。しかしながら、事業所トイレについては、事業所の規模によって、負担が難しい小規模事業者があることも考慮すべきであると考えます。

引き続き、全ての女性が輝く時代の創造へ向けて、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を目指すため、女性スペースに関する懸念に真摯に向き合い、しっかりと議論を行ってまいります。

以上でございます。

○もんま委員長 それでは次に、民主・市民連合。

○高木委員 陳情第18号について、会派で協議、検討してまいりました。結論から先に申しますと、願意に沿い難いという判断とさせていただきます。

その理由についてであります。まず、今、世界各国がジェンダーレスという形の流れの中で、我が国はジェンダー指数では、今、156か国中120位と、先進国の中でも非常に下位に位置をしている。今回のこの陳情について、女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求めることについて異存はありませんが、今、世界では、男性、女性の区別ではなく、オールジェンダートイレとしての完全個室型トイレというものに移行が進められているということが一つ、そして、男性・女性用に区別をしていることについては、やはり賛同できないなという判断をしております。

トイレの安心、安全は、トイレを区別することによって確保されるものではなく、やはり、別の

方策で確保していく、守ることが必要であるという理由から、我が会派としては願意に沿い難いという判断をさせていただきました。

以上です。

**○もんま委員長** 続いて、公明党。

**○高花委員** 陳情第18号、女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求めることについて、公明党の判断として、願意妥当と判断いたしました。

以下、簡潔にその理由を申し上げます。

女性トイレの問題はデリケートであり、陳情にあるように、時には犯罪に巻き込まれる可能性もあります。特に、古い建物のトイレは、個室であっても壁の上部が空いているなど、安全性に欠けていることもあります。安全、安心を保つためには、陳情者が言われているように、事業所トイレ及び不特定多数が使うトイレについては、女性専用トイレを維持するとともに、諸方策が必要になった際には速やかに対応すべきと考えます。

以上のことから、陳情第18号においては、願意妥当と判断いたします。

**○もんま委員長** 続いて、日本共産党。

**○石川委員** 陳情第18号、女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求めることについて、日本共産党は、願意に沿い難いと判断します。

以下、簡潔にその理由を述べます。

女性たちが、女性専用スペースが安全、安心な空間であってほしいと願うのは当然のことであり、そのために知恵を尽くすことは大事なことです。同時に、トランスジェンダーの人も排除されないで、安全、安心に過ごせる場を確保することは、矛盾することではなく、統一的に追求されることだと考えます。しかし、この陳情者が求めているトイレの男女別は、性的マイノリティーの女性を女性トイレから排除することを視野に入れているかのように見受けられます。トランスジェンダー当事者が本人の性自認に沿って生活することは、既に多くの学校や職場で認められています。陳情者が求めている内容は、現時点で保障されている当事者の権利を後退させるおそれがあるのではと危惧しますが、この陳情をもって判断するのは難しいと考えます。

よって、日本共産党は、陳情第18号に賛成することはできません。

**○もんま委員長** 続いて、無所属、のむらパターソン委員。

**○のむらパターソン委員** こちらの陳情第18号、女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求めることについて、願意に沿い難いと判断いたします。

その理由は、トイレの中での安心、安全は必ず守られなくてはいけないことだと思いますけれども、こちらの陳情の中では、昨今多様化しているジェンダー、こちらは大変幅広いスペクトラムの中で、今、概念が考えられているところでもありますけれども、極めて身体的な男性、女性についてのみしか言及されておりません。そういった意味で、今後の多様なジェンダー社会を迎えるに当たって、こちらの陳情については賛成し難いという判断になりました。

**○もんま委員長** それぞれ、各会派及び無所属の皆様から意見を述べていただいて、賛否を伺ったところでございます。

陳情第18号につきましては全会一致とならなかったことから、起立採決することといたします。お諮りいたします。

陳情第18号につきまして、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○もんま委員長 起立少数であります。

よって、陳情第18号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○もんま委員長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。

引き続きまして、陳情第20号、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求めることについて、特に皆様から御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、前回までに保留等となっていました会派及び無所属委員に、判断できる状況にあるかを確認してまいりたいと思います。

まず初めに、民主・市民連合。

○高木委員 判断できます。

○もんま委員長 続いて、無所属、のむらパターソン委員。

○のむらパターソン委員 判断できます。

○もんま委員長 各会派等判断できるということでございましたので、採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて、それぞれ伺ってまいりたいと思います。

まず初めに、自民党・市民会議。

○蝦名やすのぶ委員 陳情第20号、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求めることについて、我々、自民党・市民会議は、願意に沿い難いと判断いたしました。

簡潔にその理由を申し述べます。

沖縄は、我が国と周辺諸国との間に一定の距離を置いているという利点を有しているなど、安全保障上、極めて重要な位置にあり、東アジア地域の平和や安全の確保のために重要な役割を果たしています。我が国の外交、安全保障の基軸である日米同盟の抑止力の維持と、住宅や学校で囲まれ、世界で最も危険と言われる普天間飛行場の危険性の除去を考え併せたとき、辺野古基地移設が解決策であると考えため、本案について、賛同することは適切ではないと考えます。

以上でございます。

○もんま委員長 続きまして、民主・市民連合。

○高木委員 陳情第20号についてであります。陳情に書かれております沖縄県民の思いは重々理解はしているところではあります。陳情事項の、とりわけ普天間基地は「本土」に引き取り、日本全体で問題を解決することという部分については、本土に引き取って解決できるような問題ではないなという部分もありまして、その部分も含めて賛同することはなかなか難しいということで、願意に沿い難いという判断をさせていただきました。

以上です。

○もんま委員長 続きまして、公明党。

○高花委員 陳情第20号、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求め

ることについて、公明党として、願意に沿い難いと判断いたしました。

以下、簡潔にその理由を申し上げます。

まず、陳情事項の1点目に、沖縄を「捨て石」にした差別的な安全保障政策と言われておりますが、今日までの我が国の歴史とその背景を考えますと、決して捨て石と差別したわけではないと思います。2点目に、辺野古新基地建設を断念するという点については、代替案を考えてきたけれどもそれが実現しないという現実の中で、断念というような結論は難しいというふうに思います。3点目に、普天間基地は「本土」に引き取り、日本全体で問題を解決するという点であります。米軍基地を置くような場所はないか、そういう議論をしてきましたけれども、実現をするような進み具合ではありません。基地負担の軽減を、あらゆる選択肢を含め、誠実に追求し、沖縄の方々との丁寧な対話によって移設の理解が得られるよう、一層の誠実な対応と努力をすべきとも考えます。

以上のことから、基地建設の経過、そして世界情勢に鑑みて、陳情第20号について、願意に沿い難く、不採択とすべきと判断いたします。

**○もんま委員長** 続きまして、日本共産党。

**○石川委員** 陳情第20号、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求めることについて、日本共産党は、願意に沿い難いと判断します。

以下、簡潔にその理由を述べます。

陳情事項の1番目、沖縄を「捨て石」にした差別的な安全保障政策をやめること、及び、2番目の辺野古新基地建設を断念することにつきましては、賛成いたします。また、米軍基地問題は、公平、公正に、日本全体の問題として国民全体で議論し、解決していくべきであるということのも大事な提案だというふうに思います。しかし、私どもの会派は、沖縄に必要な基地は全国どこにも必要ないという考えです。よって、3点目の、普天間基地は本土に引き取りについては賛成することはできません。

よって、陳情第20号は、採択すべきでない判断します。

**○もんま委員長** 続いて、無所属、のむらパターソン委員。

**○のむらパターソン委員** 私は、陳情第20号、こちらの陳情については願意妥当というふうに判断いたしました。

沖縄の現地の方々が、これまでの日本の防衛政策について、捨て石にされてきたというような認識でいる方もいらっしゃるということは重々理解できますし、昨今の岸田首相をはじめとした国政与党が、国民への明確な理由を示さずに、ある意味では独裁的に防衛政策を打ち出していく現状に鑑みますと、今、改めて、沖縄だけでなく、全体的な防衛政策について、より透明性を担保した形で議論を開始していく必要があると考えます。

以上です。

**○もんま委員長** それぞれ、意見開陳を含めて判断を伺ったところでございますが、全会一致とならなかったことから、起立採決とさせていただきたいと思っております。

お諮りいたします。

陳情第20号につきまして、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を願います。

(起立する者あり)

**○もんま委員長** 起立少数であります。

よって、陳情第20号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

**○もんま委員長** それでは、そのように扱わせていただきますので、よろしくお願いいたします。  
次に進めさせていただきます。

地方行財政に関する事項についてを議題とさせていただきます。通路として使用されている市有地の管理について、この件につきまして、石川委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

**○石川委員** 改めまして、おはようございます。

初めに、この質疑をするに至った経緯について、少しお話しさせていただきます。市道として認定されていない通路で、実際では道路として使われ、車両が通行しているところもある、そういうふうに伺っております。道路上の認定を受けた市道のほかに、市が管理する道路として、土木部ではなく公共施設マネジメント課が管理している、そういった道路もあるというふうに聞いております。そういった道路というか、通路ですね、そういった通路の一部で、雨が降って水はけが悪くなった、何とかしてほしいというような要請があったときに、土木部の職員が、土木部で余っている砂利をトラックで運んで、その場所に下ろすと。ここまでは土木部がやるんだよってというふうに聞いているんですけども、その後なんですね。実際にこの砂利を敷き詰めるのは、門脇課長をはじめとする公マネ課の職員がやっていたよということを聞いたんですよ。果たして、こういうやり方でいいのか。今後改善する予定はあるのかといったことを順次、お聞きしていきたいと思っております。

まず、公共施設マネジメント課が管理している通路というのは、どの程度あるのでしょうか。

**○門脇総務部公共施設マネジメント課長** 道路法の認定を受けていない現況道路の市有地のうち、通路として地先の住民が使用し、公共施設マネジメント課が所管しているものは、令和4年末時点の所在地別で55か所となっております。

**○石川委員** 55か所の通路があるということなんですけれども、公共施設マネジメント課が所管する以前は、どこで所管していたのか、その変遷についても教えていただきたいと思っております。

**○門脇総務部公共施設マネジメント課長** 現在、公共施設マネジメント課が管理している通路の所管につきましては、機構改革によりまして、財政部庶務課、総務部管理課、総務部管財課、そして、平成31年4月1日からは、総務部公共施設マネジメント課に変更になっておりますが、いずれも不動産である普通財産を管理する部局として所管してきております。

**○石川委員** 普通財産として管理しているということなんですけれども、この公共施設マネジメント課が管理している通路というのは、市道としては認定されないものなのでしょうか。

**○門脇総務部公共施設マネジメント課長** 旭川市道路線認定・廃止基準におきましては、まず、道路用地の幅員として、新設道路であれば8メートル以上が必要になりますが、既に家屋が連檐し、構造的に拡幅が困難な場合は、特例として4メートル以上とすることができます。

次に、道路の接続状況としまして、道路の起点及び終点が直接公道に接続する道路、並びに一端が公道に接続し、他の一端が公共施設内に通じる道路のほか、終端に自動車の転回広場用地が確保されているなど、一定の条件を満たす場合におきましては、行き止まり道路につきましても認定道路とすることができます。当課で管理する55か所の通路につきましては、市道路

線認定基準の幅員や接続の基準を満たしていないことから、普通財産として、当課の所管となっております。

○石川委員 今、幅員が4メートル未満のところは市道として認定されないということなんですけれども、市道については、点検、補修などの維持管理がなされていると思うんですけれども、公共施設マネジメント課が管理している通路の維持管理というのは、どのように行われているのでしょうか。

○門脇総務部公共施設マネジメント課長 公共施設マネジメント課が所管する土地の維持管理は、財産管理処分費におきまして、土地の草刈りや通路の補修などを予算の範囲内で、優先順位をつけた上で実施しております。

○石川委員 財産管理処分費に計上されているということなんですけれども、市道ではないので、除排雪も入らないというようなことも聞いているんですよね。この通路の補修にかかる維持管理費というのは、どの程度予算に計上されているのでしょうか。

○門脇総務部公共施設マネジメント課長 公共施設マネジメント課の所管となりました以降の4か年の予算額で申し上げますと、土地の草刈り業務分も含めまして、令和元年度、332万7千円、令和2年度、436万9千円、令和3年度、344万5千円、そして今年度、令和4年度は232万1千円となっております。

○石川委員 今年度は、草刈り分も含めて僅か232万円ということなんですけれども、これで十分だという認識なののでしょうか。

○門脇総務部公共施設マネジメント課長 費用につきましては、かなり厳しい状況になっておりまして、市全体の予算の運営に関わりまして、なかなかその辺、発注方法などを含めて、ちょっと工夫してやっていかなければならないのかなという状況でございまして、その中で、決して十分というふうには認識はしておりません。

○石川委員 今、答弁されたように、かなり厳しい予算であるというふうに認識されているということですね。先ほど、優先順位をつけて対応しているということなんですけれども、冒頭に述べましたように、この地域の住民の方から補修の要望が寄せられた場合は、どのように対応しているのでしょうか。

○門脇総務部公共施設マネジメント課長 地域住民から、通路のくぼみの埋立てなど、路面補修の要望がございまして、補修の必要性が認められたものにつきましては、舗装には至らなかったものの、当該通路に職員が砂利を敷きならすといった対応をした例もございます。

○石川委員 今、通路に職員が砂利を敷きならすこともあったということなんですけど、この場合の職員というのは、公共施設マネジメント課の職員ということでよろしいですか。

○門脇総務部公共施設マネジメント課長 今年度、対応させていただきました未舗装通路につきましては、土木事業所が砂利を運んだ後、事業所の職員2名と、公マネ職員4名の計6名で敷きならすという対応をしたところでございます。

○石川委員 土木部2名、公マネ課4名ということで、敷きならしたのは土木部も入っていたということなんですよね、そしたらね。なるほどね。それでも門脇課長自ら、やっぱり砂利を敷きならしたということなんだと思うんですけれども。課長は、いつもデスクワークが主なので、たまに外で体を動かすのも健康のためにいいよってというようなことを言っていましたけど、そういった問題

じゃないと思うんですね。市道に認定されていない通路についても、地域住民の生活道路であることに変わりはありませんよね。地域生活に支障が生じないような維持管理をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

**○門脇総務部公共施設マネジメント課長** ただいま委員から御指摘いただきましたとおり、地域の生活道路が市道であれ、認定外の通路であれ、地域住民の方々が利用されているという状況からしますと、その維持管理は必要でありますことから、引き続き、関係部局と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

**○石川委員** 繰り返しになるんですけれども、門脇課長をはじめ、公マネ課の職員が現場で砂利敷きなどを行っている、簡易なコンクリートの敷設を行うこともあるということも聞いております。公共施設マネジメント課が所管する通路の維持管理について、住民の要望に十分に答えられるようにするには、技術面においても、予算の面でも、現状ではとても厳しいのではないかなというふうに考えます。このような体制を今後も継続していく考えなのかどうか、お伺いしたいと思います。

**○片岡総務部デザイン行政改革担当部長** 公共施設マネジメント課につきましては、公共施設の再編ですとか、施設の保全といった取組を全庁的に推進するとともに、これらの取組の進捗管理や施設の情報の集約を効果的に行うために、平成28年度に設置したものでございます。その後、施設の売却などの効率化及び、体制強化によるコストの抑制ですとか財源確保を進めるために、令和元年度に不動産に関する総括及びその調整事務を担う財産担当を、管財課から公共施設マネジメント課に移管したものでございます。これに伴いまして、認定外の道路などの普通財産の所管についても管財課から公共施設マネジメント課に移管されたところです。公共施設マネジメントの大きな目的としては、市民が安心して利用できる公共施設などを将来にわたり持続的に提供していくということがあるというふうに考えています。ただいま課長からも答弁がありまして、地域の生活道路が市道であれ、認定外の道路であれ、地域の住民の方々が利用される以上、維持管理というのは必要であるというふうに考えております。所管である公共施設マネジメント課を中心に、関係部局で連携し、適切な維持管理に努めていくというのは当然であります。その財産としての位置づけですとか、管理体制の在り方というものについては、検討していく必要があるというふうに考えているところです。

**○石川委員** 今、部長の答弁にあったように、公共施設マネジメントの目的は、市民に安心して利用できる公共施設等を提供することであって、その旗振り役となるのが公マネ課だと思うんですね。技術職ではない、この公マネ課の職員が自ら、スコップを握って砂利を敷く、時にはコンクリートもってというのは、この地域住民の安全面を考えてもいかなものかなというふうに思います。最後に部長が言われたように、財産としての位置づけや管理体制の在り方についても、今後しっかりと検討していただきたいということを申し述べまして、私の質疑を終わらせていただきます。

**○もんま委員長** ほかに、委員の皆様から何か御発言等ございませんか。

(「なし」の声あり)

**○もんま委員長** なければ、以上で予定しておりました議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言等ございますか。

(「なし」の声あり)

**○もんま委員長** なければ、本日の委員会はこれをもって散会とさせていただきます。

---

散会 午前10時30分